様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

　日本遺産「一本の水路」

プロモーション協議会会長　様

（申請者）

住　　　所

事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

一本の水路ブランド認証申請書

　一本の水路ブランドの認証を受けたいので、一本の水路ブランド認証事業実施要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

【産品部門】

１　申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設立年月  ※個人の場合は、事業開始年月 |  | | |
| 資本金  ※法人のみ | 千円 | 従業員数  構成員数 | 人 |
| ホームページURL  ※開設している場合のみ |  | | |
| 主な事業内容 |  | | |

２　産品の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 販売及び生産開始日 |  |
| 規　格 |  |
| 価　格 |  |
| 製造場所 |  |
| 販売場所 |  |

※産品の写真データ、カタログ、パンフレット、サンプル等、産品について紹介できるものを添付してください。

３　産品の特徴　　　次の項目について、特徴的な事項を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 挑  戦 | ア | 地域内で生産、製造、開発、加工等されたものであるか。  製造等に当たり、熱意、こだわり、技、新しい技術が込められているか。 | | |
| ・ | | | |
| イ | | | 地域の歴史、伝統、文化、風土、自然、生活等から培われたものであるか。  地域で培われた伝統的技術及び調理法等を伝承し、又は復興し、生産されたものであるか。 |
| ・ | | | |
| ウ | | | 品質、賞味、規格、形状、機能等の商品特性に優位性があるか。 |
| ・ | | | |
| エ | デザイン、ネーミング等において他の産品と差別化する工夫があるか。 | | |
| ・ | | | |
| オ | | | 特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権を取得し、又は出願をしているか。 |
| ・ | | | |
| カ | 優れた生産技術及び出荷規格に基づいて産品を厳選しており、品質を維持・向上するための管理体制及び取組を行っているか。  信頼性を確保するため、法令遵守、衛生管理等を実施しているか。 | | |
| ・ | | | |
| 多様性 | ア | | | 市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取組を行っているか  （あらゆる地域、人々に受け入れられる取組等）。 |
| ・ | | | |
| イ | | 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産及び販売が見込まれ、その拡大が期待できるか（後継者育成、技術継承、あらゆる地域から人材確保、あらゆる地域から原材料の安定調達等）。 | |
| ・ | | | |
| 共  生 | ア | 法律に基づく認定を受けているか（有機栽培、特別栽培、エコファーマー、オーガニック等）。  環境に配慮した生産方式、取組を行っているか（自然素材の活用、生産資材・残渣・廃棄物等の適正処理、リサイクル及び環境保全活動等の取組等）。  地域内の事業者同士が連携協力して作り上げたものか。  外部から定住してきたものが開業し作り上げたものか。 | | |
| ・ | | | |
| イ | クレーム処置の体制が整っているか。  消費者が入手できる販売体制があるか。 | | |
| ・ | | | |

様式第２号（第５条関係）

宣　誓　書

年　　月　　日

　日本遺産「一本の水路」

プロモーション協議会会長　様

　一本の水路ブランドの認証申請を行うにあたり、申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。

　また、申請資格を有しない又は申請要件を満たさないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合に、一本の水路ブランドの認証対象から除外されても異議を申し立てません。

（申請者）

住　　　所

事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

●　一本の水路ブランド認証事業実施要綱第３条に規定する申請資格に該当します。

●　一本の水路ブランド認証申請書の内容確認のための調査に同意します。

●　申請書に記載した内容は、一本の水路ブランド認証の目的の範囲内に限り、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会の構成団体で共有することに同意します。